

学校における

働き方改革

推進プラン



未来につなぐ
柏の教育

学び続ける力の育成
多様性の尊重
安全・安心な学校づくり

柏市教育委員会

令和6年3月策定



柏市
KASHIWA CITY

各項目をクリックすると該当ページに遷移します

目次 学校における働き方改革推進プラン

1	本プラン策定の趣旨	1
1-1	柏市の学校における働き方改革の目的	1
1-2	本プランの位置づけ	1
1-3	本市の目標	1
2	本プラン策定の背景	2
2-1	国及び千葉県の動向	2
2-2	本市における教職員に関する実態と課題	3
(1)	教職員の年齢構成	3
(2)	教職員の働き方に関する意識	3
(3)	教職員の時間外在校等時間	3
3	各主体の取組	5
3-1	柏市教育委員会の取組	5
3-2	柏市各校の取組	6
	柏市の小中学校における働き方改革セルフチェックリスト 自己評価（5段階）	7
	柏市の小中学校における働き方改革推進の状況【概略】	別紙

1 本プラン策定の趣旨

- ①教職員一人ひとりが子どもたちと向き合うための時間を確保し、学校教育の質の維持向上を図る。
- ②教職員一人ひとりの心身の健康保持の実現のために、業務の質的転換や量的削減・精選を図る。

1-1 柏市の学校における働き方改革の目的

学校を取り巻く環境が多様化する中で、学校教育の役割は拡大し、更なる充実が求められている。これからの時代を生きる子どもたちのためにも、学校教育が果たす役割・責任はますます大きくなっている。これまでの学校教育は、「すべては子どもたちのため」という教職員の情熱や努力により、様々な実情に向き合ってきた面がある。しかしながら、日本の社会的課題とも言うべき教職員の超過勤務の常態化は、教職員の心身の負担の増加や子どもたちと向き合う時間の減少に繋がり、質の高い教育、教職そのものの魅力向上にも影響を及ぼすなどの課題の蓄積が懸念されている。第二次柏市教育振興計画に掲げる「未来につなぐ柏の教育 ～学び続ける力の育成、多様性の尊重、安全・安心な学校づくり～」の実現により、子どもたちの今を育て、未来を創り続けていくためにも、働き方改革は何としても推進すべき最重要課題といえる。教職員一人ひとりの心身の健康保持の実現、子どもたちと向き合う時間の確保によって、学校教育の質の維持向上を図ることを、柏市の学校における働き方改革の目的とする。

1-2 本プランの位置づけ

本プランは、千葉県教育委員会が令和3年3月に改定した「学校における働き方改革推進プラン」に準じ、柏市の公立小・中学校（以下「小中学校」という。）及び、設置者である柏市教育委員会が同じ方向性で協働しながら働き方改革を推進していくために共有するものである。なお、本プランは、目標の達成状況を定期的に検証しながら、必要に応じた見直しを適宜図っていくべきものとする。

1-3 本市の目標

「子どもたちと向き合う時間を確保できている」 「ワーク・ライフ・バランスを確保できている」

という実感がもてる教職員を増やしていくうえで、以下の数値目標を掲げ、取組を推進していく。

- ①時間外在校等時間^{*1}が、原則として、次に掲げる時間を超えないようにする。

1か月当たり 45時間 ・ 1年間（年度）当たり360時間^{*2}

- ②児童生徒に係る予見できない業務の大幅な増加等に伴い、一時的・突発的に超過勤務をせざるを得ない場合においても、次に掲げる時間外在校等時間の上限を超える教職員を0人にする。

1か月当たり100時間 ・ 1年間（年度）当たり720時間^{*2}

*1 【時間外在校等時間】 …在校等時間から正規の勤務時間（7時間45分）を差し引いた時間

【在校等時間】 …在校時間（休憩時間等を除く）に、校外で職務として行う指導・引率・研修等の時間を加えた時間

【在校時間】 …学校に出勤で到着した時間から帰宅のために出る時間までの時間

*2 目標に示す時間外在校等時間の上限時間は、文部科学省「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」、及び、千葉県教育委員会「学校職員の勤務時間等に関する規則」に準ずるもの

2 本プラン策定の背景

2-1 国及び千葉県の動向

教職員が心身ともに健康を保つことができる環境を整え、子どもたちの成長に真に必要な、効果的な教育活動を持続的に行うことができるようするために、学校における働き方改革が推進されてきている。今日に至るまでの、国や県の主な動向は次のとおりである。

平成 28年	文部科学省が10年ぶりに教職員の勤務実態調査を行う。 多くの教職員が長時間勤務をしている実態が明らかになった。
平成 29年	国立教育政策研究所から出された「学校組織全体の総合力を高める教職員配置とマネジメントに関する調査研究報告書」において、日本の学校・教職員が、諸外国と比較して広範な役割を担っていることが示された。
平成 30年	千葉県教育委員会においても、国の動きを踏まえ、「学校における働き方改革推進プラン」*を策定し、県・市町村教育委員会・県立学校がそれぞれ取り組むべき内容や目標を掲げた。
平成 31年	文部科学省が「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を策定した。
令和 元年	国が「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」を制定・公布し、上記ガイドラインを法的根拠のある「指針」と位置付けることとした。
令和 2年	国が「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」を制定し、同年中に同指針を改正するとともに、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法施行規則」を制定した。それらを通じて、時間外在校等時間の上限の原則についての規定を整備した。千葉県教育委員会においても、「学校における働き方改革推進プラン」*の一部改定を行い、年度別数値目標や重点的に取り組む項目を設定した。
令和 3年	千葉県教育委員会が「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」及び「学校職員の勤務時間等に関する規則」等を改正し、業務量の適切な管理についての規定を整備した。同条例において、教職員の業務量の適切な管理その他健康及び福祉の確保を図るための措置については、国の指針に基づき、サービスを監督する教育委員会が定めるところにより行うこととし、同規則において、業務量の適切な管理についての規定を設けるとともに、その他必要事項について教育委員会が別に定めることとしている。

* 千葉県教育委員会「学校における働き方改革推進プラン」は、その実効性がより高まるよう、目標の達成状況を検証しながら、必要に応じた見直しを図っていくものとされている。また、当該プランに加えて、教員等の勤務実態調査・意識調査・プランの取組状況調査等の実施と結果分析、外部人材（学習サポーター、スクールサポートスタッフ、部活動指導員等）の活用促進、研修会の開催など、様々な取組を通じて、教職員の意識改革や学校の業務改善を進めていくべきものとされている。

2-2 本市における教職員に関する実態と課題

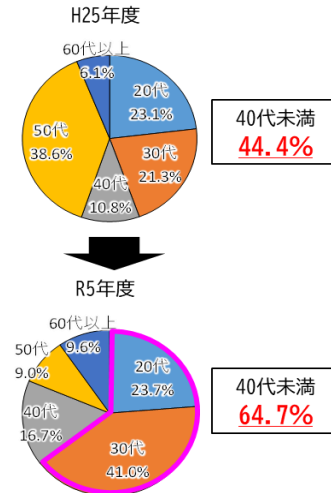
(1) 教職員の年齢構成

令和5年度段階では40歳未満の教職員が全体の6割を占めている状況になっている。10年前と比較すると、学習指導や生徒指導、校務分掌など、あらゆる業務に関することの伝達が難しく、人材育成が課題となっていることがうかがえる。経験年数が短いながらも、学年主任や教務主任、研究主任等の役割や責任のある立場を任される教職員が増えており、負担感も増大している現状もある。

表 教職員の年齢構成（教諭のみ）

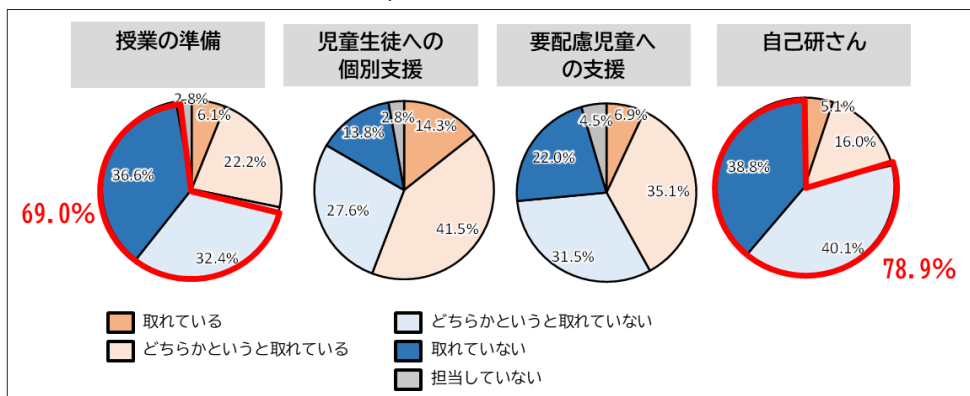
区分	H25年度		R5年度	
	人数	割合(%)	人数	割合(%)
20～24歳	57	4.1	100	6.4
25～29歳	267	19.1	270	17.3
30～34歳	215	15.3	341	21.9
35～39歳	84	6.0	298	19.1
40～44歳	50	3.6	188	12.1
45～49歳	101	7.2	72	4.6
50～54歳	219	15.6	48	3.1
55～60歳	322	23.0	93	6.0
61歳～	86	6.1	150	9.6
合計	1,401		1,560	

出典：柏市資料「教職員数・年齢等調査」



(2) 教職員の働き方に関する意識

「学校の働き方に関する調査」（令和4年度実施）によると、7割近くの教職員が、授業の準備、自己研さんなどについて、「勤務時間内に時間が取れていない」と回答しており、業務量を適切に見直し、働き方改革を今後も進めることで、子どもたちと向き合う時間を確保できるようにしていく必要がある。

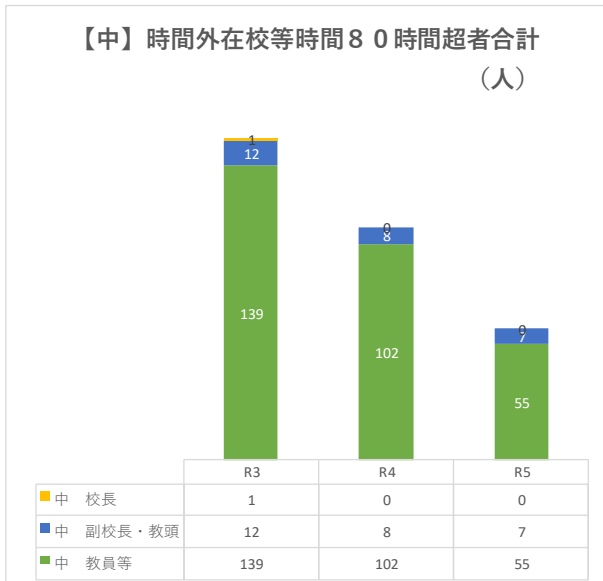
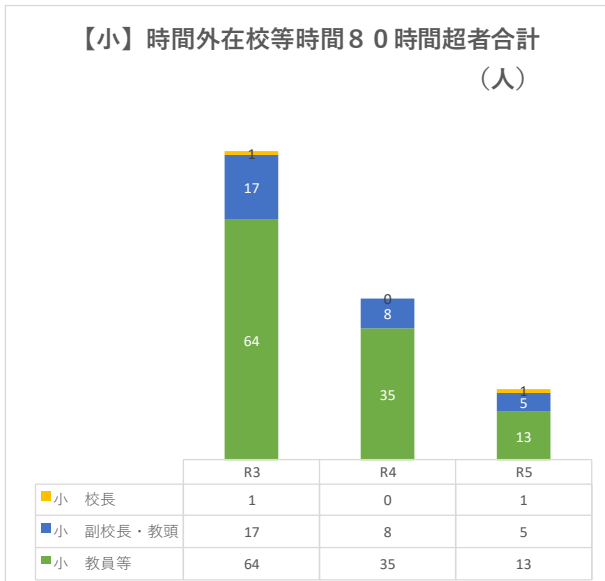
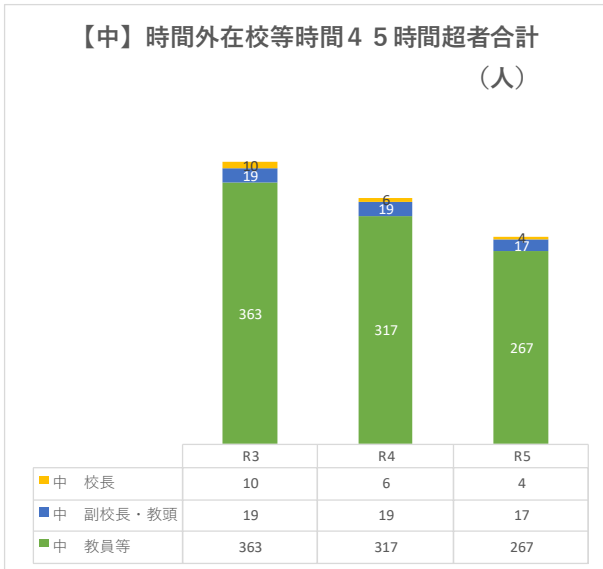
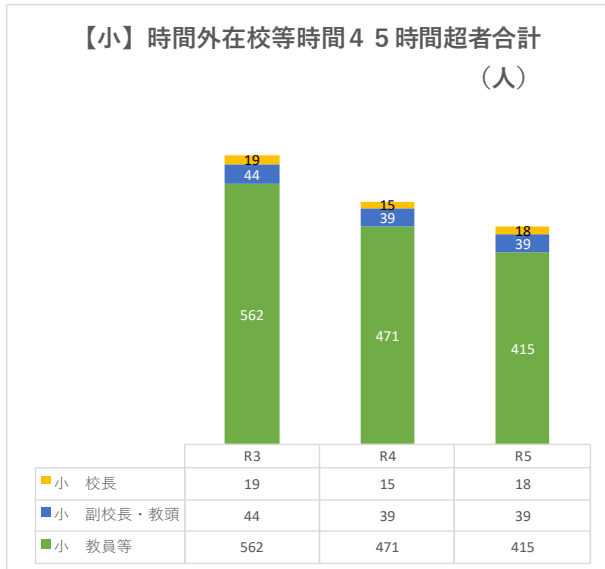
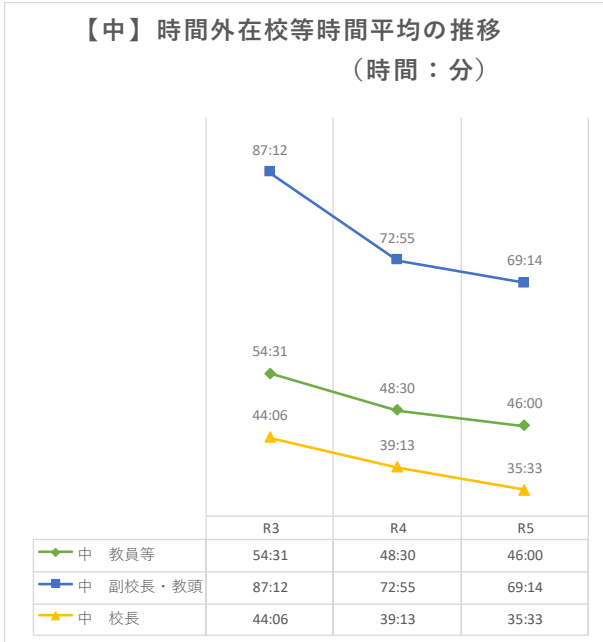
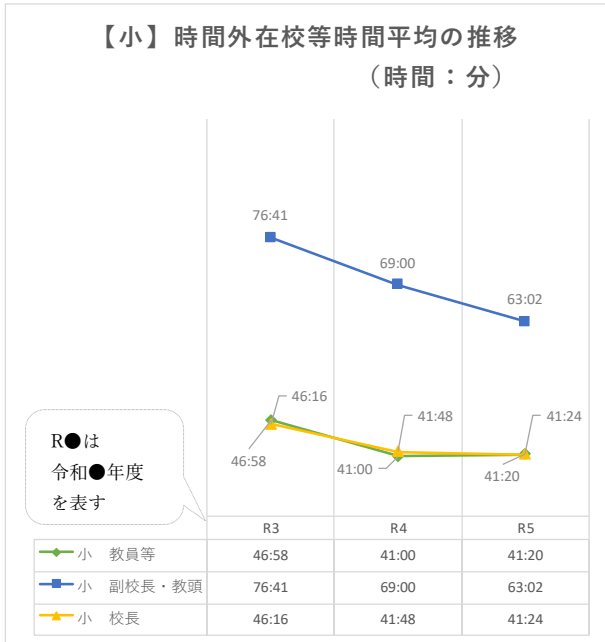


(3) 教職員の時間外在校等時間

時間外在校等時間の平均は、令和5年度11月において小学校教員等で4時間20分、中学校教員等で4時間00分となっており、令和3・4年度と比較して段々と減少している。一方、小中学校併せて700人近く（全体の約4割）の教員等が、月あたりの時間外在校等時間が45時間を超えており、また、管理職も同様に45時間を超えている校長・副校長・教頭が多く、時間外在校等時間の解消は引き続き全小中学校で取り組んでいかなければならない課題といえる。

柏市小中学校 教職員の時間外在校等時間の推移 (令和5年度3月時点)

過去3年間における毎年11月のデータを用いて、同月比較を行ったもの【小】…小学校 【中】…中学校



出典：柏市教育委員会資料

3 各主体の取組

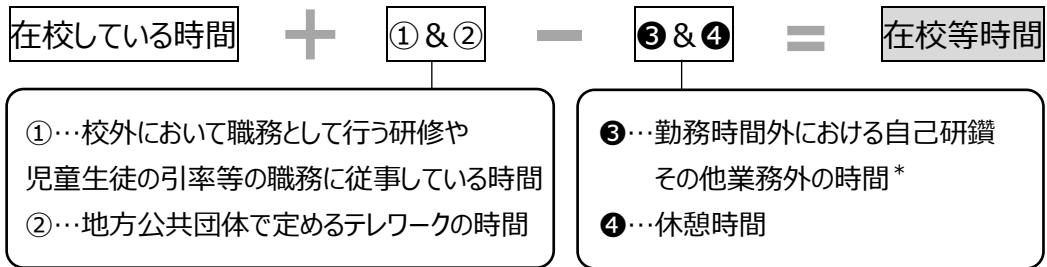
3-1 柏市教育委員会の取組

学校における働き方改革を推進していくためには、教育委員会や各学校など、教育に係る全ての各主体が、それぞれの実態や課題に基づいて、取組を進めていく必要がある。柏市教育委員会としては、以下の取組の方針や方策を講じていくこととする。

	取組の方針	教育委員会の具体的方策（例）
1	学校を支援する人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・市の会計年度任用職員など、市費負担による学校を支援する多種多様な教職員の採用を促進していく。 例:学校栄養士，事務補助員，用務員，低学年支援，学校図書館指導，理科教育支援，算数支援，日本語指導，外国語指導，部活動指導，個別支援，特別支援教育支援，医療的ケア，学習相談室，スクールサポーター，不登校支援，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，教育専門アドバイザー，事故対策教員，校務補助員 など
2	地域学校協働活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ・スクールの全校設置による「地域とともにある学校づくり」の展開，学校支援ボランティアの登用や，地域学校協働活動を推進していく。
3	部活動の負担軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的で有意義な部活動の実現をめざす部活動ガイドラインを策定する。 ・地域クラブへの移行を推進する。（一般社団法人 柏スポーツ文化推進協会）
4	ICT 環境の整備・DX 化	<ul style="list-style-type: none"> ・統合型校務支援システムの導入により多岐にわたる校務を一元化する。 ・教室の ICT 環境の整備，校務や学習の貸与端末などの充実などを図る。 ・クラウドやアプリ等の使用や制限の在り方を常に見直し，教職員の「働きやすさ」や児童生徒の「学びやすさ」の視点からも利活用を推進していく。 ・校務系と学習系で，ネットワークやツール，アカウントなどを適切に分け，校務や学習の DX 化の促進を図る。 ・クラウドや WEB サイト，学習 e ポータルなどを活用することで，校務や授業に役立つ様々な教材や情報等を共有できる環境を構築していく。
5	在校等時間*の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・在校等時間の客観的な記録や把握ができる出退勤システムを導入する。（校務支援システムと連動した QR コードによる打刻及び記録） ・時間外在校等時間の上限指針に基づく取組の一つとして，業務量の適切な管理について，市の管理規則に定める。 ・各教職員が自身の在校等時間や勤務状況をふりかえるためのセルフチェックシートの活用を促し，ワーク・ライフ・バランスの確保を図る。 ・児童生徒の時間割や登下校時間を見直すよう学校に働きかける。 ・勤務時間や児童生徒の活動時間に即した電話対応時間を推奨する。

6	その他 業務改善の 推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校への文書や調査等の精選をし、学校の負担軽減を図る。 ・市主催の行事や研修等の回数や開催方法などを見直す。 ・教職員のメンタルヘルスをケアするための相談口等を設置する。 ・閉庁日の見直しを図り、休暇等の取得を促進する。 ・学校事務の共同実施や職務の標準化や、徴収金業務の適正化を図る。 ・モラルアップ推進委員会兼働き方改革推進委員会代表者会議を開き、市内各校の取組を横展開する。(オンライン含む年2回：各校教務主任等)
---	--------------------	--

* 教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」とし、勤務時間管理の対象としている。具体的には以下のとおり算出する。



* ③の例 自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間

- ・専門性を高めるための学術書や専門書の読書の時間
- ・教科に関する論文の執筆
- ・教科指導や生徒指導に係る自主的な研究会への参加
- ・自らの資質を高めるための資格試験のための勉強の時間 等
- 所定の勤務時間の前後において、業務とみなされない活動の時間
- ・朝早めに出勤して新聞や本を読む時間
- ・所定の勤務終了後の夕食の時間
- ・学校内で実施される PTA 活動に校務としてではなく参加している時間
- ・地域住民としての立場で学校で行われる地域活動に参加している時間 等

3-2 柏市各校の取組

「何のための働き方改革なのか」「誰のための働き方改革なのか」など、本質や意義を見失うことなく、学校教育の質の維持向上のために業務改善を進めていく。各学校は以下の目的などを常に念頭におき、教育目標やめざす児童生徒像の達成に向けた取組を推進していく。

ゴール	質の高い学校教育 質の高い教師 質の高い働き方改革
キーワード	教師が教師でなければできないことに全力投球できる環境
アプローチ	Eliminate (無くす) Combine (併せる) Rearrange (替える) Simplify (簡素化)

なお、各校の取組については次に示す「柏市の小中学校における働き方改革セルフチェックリスト」を適宜活用しながら、自校の取組の状況を自己評価、点検、改善するサイクルによって、各校の地域性や独自をふまえた改革を進めていくこととする。

柏市の小中学校における働き方改革セルフチェックリスト 自己評価(5段階)

1	学校行事の教育的価値を検討し、体裁を保つためのものや前例にとらわれて慣例的に行っている部分をやめ、教育上真に必要なとされるものに精選することや、より充実した学校行事にするため行事間の関連や統合など、学校行事の精選・重点化を図る。
2	標準授業時数を大幅に上回らないように点検や見直し*を行い、教育課程の編成の工夫・改善等やカリキュラム・マネジメントを推進している。 *年間1,085時間以内 不測の事態に備えることのみを過剰に意識して標準時数を大幅に上回って教育課程を編成する必要はない
3	教職員の勤務時間を考慮した時間割や定期考査、学期の区分、通知票の見直し等、教育課程の編成上の工夫等に関する取組をしている。
4	ICTの積極的な活用や、汎用クラウドツールを活用した教職員課での情報交換の励行や会議のペーパーレス化やDX推進、学校と保護者間の連絡手段(遅刻・欠席連絡、緊急時の一斉連絡、学校・学級だより、アンケート等)を原則としてデジタル化するなどの取組を進めている。
5	客観的な在校等時間の記録や正確な把握に努めている。(校務支援システム活用)各教職員の時間外在校等時間が月に45時間、年度で360時間の範囲内となるように業務量を調整している。
6	子どもたちの学びを支援するという観点と同時に、教職員の業務の負担の軽減という観点でも、多様な支援スタッフが参画・協力をしている。(Team Teaching や習熟度別学習、放課後の補習、不登校児童生徒への支援等を行うスタッフが参画している。)
7	支援が必要な児童生徒等・家庭への対応について、SCやSSWをはじめ、特別支援教育等の専門人材、日本語指導ができる支援員等の専門的人材等が参画している。
8	登下校時の対応は、学校以外の主体(保護者、地域人材等)が中心に対応している。
9	校内清掃や給食の対応は、学校以外の主体(保護者、地域人材等)にも協力を得ている。
10	進路指導やキャリア教育の情報収集等や、キャリアパスポートの扱いについて、専門人材や支援スタッフ等が参画・協力をしている。
11	部活動やクラブ活動について、地域移行を行ったり、部活動指導員をはじめとした支援スタッフが参画したりしている。ガイドラインが共通理解され、遵守をしている。
12	学校行事等の準備・運営について、地域人材の協力を得たり、外部委託を図ったりするなど、負担軽減の取組を実施している。
13	教職員の業務負担軽減を観点におき、学校経営・学年経営・学級経営の効率化・最適化に向けた取組を実施している。
14	学校徴収金(給食費を含む)の徴収・管理は、教員が関与しない方法で徴収・管理等を行っている。
15	保護者や地域住民からの要望や提案等について、教職員が個人として対応せず、学校組織として対応している。一方で、過剰な苦情や不当な要求等の学校だけでは解決が難しい事案については行政の支援を受けて対応している。
16	地域人材等との連絡調整は、地域学校協働活動推進員・コーディネーター(社会教育法第9条の7)等の学校以外の主体がかかわって行っている。
17	真に必要な取組の精選が、教育の質の向上の観点から重要であるという認識を、学校・家庭・地域と共有している。教職員の働き方改革について学校運営協議会等の場で議題として扱っている。
18	学校における業務改善の取組の促進にかかる定量的なフォローアップを実施しており、業務改善のサイクルを構築している。
19	「子どもたちと向き合う時間を確保できている」「ワーク・ライフ・バランスを確保できている」といった実感を、全教職員がもつことができている。
20	上記の項目やその他働き方改革の取組について、手段や方法が目的化することなく、学校教育目標や目指す児童像を最上位の目標として、「何のための働き方改革か」を常に立ち返るようにしている。
合計 点/(5段階評価・20項目で100点) →	

【参考】文部科学省「全国の学校における働き方改革事例集」「教師を取り巻く環境整備について緊急に取り組むべき施策(提言)を踏まえた取組の徹底等について」